

むかわ町障害者活躍推進計画

機関名	むかわ町
任命権者	むかわ町長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
むかわ町における障害者雇用の課題	<p>正規職員は町長部局で一括して採用し、各部局へ出向させており、非常勤職員については各部局で採用しているが、採用活動は町長部局と一体で行っている。いずれの採用についても障害者を含めたものであり、障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の中には障害者が若干名在職しているが、法定雇用率（2.6％）は達成できておらず、令和4年（1月～12月）を計画期間とする障害者採用計画を作成し募集・採用活動を行ってきたところであるが、採用には至っていない。</p>
目 標	<p>1 採用に関する目標 法定雇用率（2.6％）の達成。毎年度の任免状況通報により把握、進捗管理する。</p> <p>2 定着に関する目標 法定雇用率（2.6％）の維持。毎年度の任免状況通報により把握、進捗管理する。</p>
取組内容	<p>1 障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として、総務企画課長を選任する。 ・障害者である職員の相談窓口を設定する。 <p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に勤務する障害者や今後採用する職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定や創出について検討を行う。 ・各部署と面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていくか点検を行うとともに、必要に応じて検討を行う。 <p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口での相談や人事評価面談等の際は障害者である職員に対して必要な配慮の有無等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる ・措置を講じる場合にあっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲において適切に実施する。 ・障害者の募集・採用にあたっては、以下の取扱を行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ②自力で通勤できるといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。
その他	各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に務める。